

ジョグジャカルタ特別区の特別性に関する 共和国法 2012 年第 13 号

Translation: Law No. 13 of 2012 on Specialties of the Special Region of Yogyakarta

間 瀬 朋 子
Tomoko MASE

本稿は、インドネシア・ジャワ島中部のジョグジャカルタ (Yogyakarta / Jogjakarta)¹⁾ を「特別である (istimewa)」と (再) 確認し、その特別性に対して付与される地位や権限について定めた「ジョグジャカルタ特別区の特別性に関するインドネシア共和国法 2012 年第 13 号 (ジョグジャカルタ特別性法)」の全訳である。

現在、インドネシアには地方行政区画として最上位の単位である州 (又は州扱いの区) が 38 あり、そのうち 9 つは特別州 (又は州扱いの特別区) とされている。ジョグジャカルタもそのひとつである (図 1)。



図 1 ジョグジャカルタの位置 (他 8 つの特別州・特別区名入り)
出所: 白地図専門店提供の白地図²⁾ から訳者作成

- 1) 正式名称は、ンガヨグヤカルタ・ハディニングラット (Ngayogyakarta Hadiningrat)。
- 2) https://www.freemap.jp/itemFreeDIPage.php?b=asia&s=indonesia#google_vignette
(2023 年 3 月 18 日最終アクセス)

オランダ統治期には王侯領、日本占領期には侯地と呼ばれる自治領だったスルタン国のスルタン・ハムンク・ブウォノ 9 世と同じくアディパティ侯国のアディパティ・パク・アラム 8 世は、1945 年 8 月 15 日に独立宣言したインドネシア共和国への合体を決断した。のちに「スルタン国とアディパティ侯国は不可分である」と宣言されている通り、ジョグジャカルタとして一体化したこの国・侯国は、新興の共和国の一部となった。このことはその他の自治領にも共和国への合流を促し、主権を有する共和国としての存在を強固にしたと評価されている。また、共和国の成立を遡って固有性を有する自治体であったという歴史的起源とあわせて、ジョグジャカルタの特別性の源泉とみなされている。

「ジョグジャカルタ特別区の設立に関する共和国法 1950 年第 3 号」により、ジョグジャカルタに州と同等の自治区としての地位が定められた。しかし、「特別」を冠する地方行政区画になったこと以外に、他州との違いはほぼ明示されていない。それでも、同法の基となった「自治権を有する地方の自治行政に係る基本的規制に関する共和国法 1948 年第 22 号」の規定に準拠して、ジョグジャカルタ特別区の首長はスルタン、副首長はアディパティと決定とするのが慣習とされてきた。

このジョグジャカルタ特別区の長年の悲願は、共和国成立以前からの伝統を継承する自律的行政府としてのスルタン府とアディパティ準府、またスルタン・ハムンク・ブウォノとアディパティ・パク・アラムの法的な位置付けが明示された上で、府と準府が文化的、社会的、政治的に独自の機能を果たすべく特別権限が定められ、更にそのための財源が付くことであった。今回の「ジョグジャカルタ特別性法」の制定は、それが具現化するものだった。

1998 年 5 月に中央集権的な長期政権を崩壊させたインドネシアの民主化 (Reformasi) は、その後も拡大・深化を続けた。そしてそれと足並みを揃えて進展した地方分権化こそが、ジョグジャカルタを「ジョグジャカルタ特別性法」の制定に駆り立てる直接的な要因となった。というのも、地方分権化の流れのなかで、地方自治体の首長は地方議会により選出されるという従来の方式が変更され、全有権者の直接投票による直接選挙を通じての選出を謳う「地方行政に関する共和国法 2004 年第 32 号 (地方行政法)」が制定されたからである。

ジョグジャカルタはこの地方政治への住民参加という民主化の潮流に抗い、「ジョグジャカルタ型民主主義」を追求し、有権者の直接投票による首長の直接選挙を免除されるべく特別な地位を勝ち取ろうとする動きに出たのである。

「ジョグジャカルタ特別性法」は、前文に続く全 16 章 51 条で構成されている。上述の通り、本法がまず規定しようとしたのは、知事・副知事の地位とその職位を補充する方式である。したがって、スルタン府が在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事候補、アディパティ準府が在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事候補として (第 18 条第 1 項 c)、地方議会に提案することにはじまり (第 19 条第 2 項)、その後それらの候補に対して地方議会が検証をおこなって知事・副知事を決定する方式 (第 21 ~ 26 条) について、紙幅が多く割かれている。本法の施行細則は、第 12 章「プルダ (条例)、プルダイス (特別性に係る条例)、知事令、知事決定」 (第 36 ~ 40 条の全 5 条) に定められたプルダイスにより別途定められるとされているが、本法の構成及び内容そのものがかなり施行細則的である。

特別性の法制化はすでに、ジョグジャカルタに多数の且つ重大な変化を引き起こしている。それに、おそらくこの数年から 20 年ほどの期間に、つまりスルタン府における王位継承のタイミングで、同地では大きな変化が起こる可能性がある。今回の「ジョグジャカルタ特別性法」の全訳は、そのような変動を考察するための下準備である。なお、特別性が法制化された根拠、本法の制定までの

過程及び本法の構成・内容、本法をめぐる問題点等については、機会を改めて別稿で論じることにする。

訳文中の（ ）は法律原文に付けられていたものである。訳出の際、必要に応じてインドネシア語の原語を[]を付して示した。また、〈 〉は訳者が補足説明として付けたもの、更に「 」と脚注は、わかりやすさをめざしてやはり訳者が付したものである。

訳文：ジョグジャカルタ特別区の特別性に関する共和国法 2012 年第 13 号
唯一なる神の御名において

以下の事項に鑑みる：

- a. 国は、法律の定める固有の [khusus], 又は特別な [istimewa] の性格を有する地方行政の単位を承認し、且つ尊重する。
- b. 1945 年 8 月 17 日の単一国家の成立以前から、領域、行政機構及び住民を有するカスルタナン・ンガヨグヤカルタ・ハディニングラット [Kasultanan Ngayogyakarta Hadiningrat] 〈以下スルタン府〉並びにカディパテン・パクアラマン [Kadipaten Pakualaman] 〈以下アディパティ準府〉は、インドネシア単一国家 [Negara Kesatuan Republik Indonesia] の一体性を守護し、補充し、且つ維持する役割を果たし、多大なる貢献をしてきた。
- c. 「ジョグジャカルタ特別区の設立に関する共和国法 1950 年第 19 号」により変更され、「共和国法 1950 年第 3 号の変更に関する共和国法 1955 年第 9 号」により最終的に変更されたところの「ジョグジャカルタ特別区の設置に関する共和国法 1950 年第 3 号(通達 1950 年第 3 号)」は、ジョグジャカルタ特別区の特別性を完全に定めるものにはなっていない。
- d. a, b, c に基づき、「ジョグジャカルタ特別区の特別性に関する共和国法」を制定する必要がある。

以下の事項を参照する：

1. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 5 条第 1 項、第 18 条、第 18A 条、第 18B 条及び第 20 条
2. 「ジョグジャカルタ特別区の設立に関する共和国法 1950 年第 19 号 (官報 1955 年第 43 号、官報補遺第 827 号)」により変更され、「共和国法 1950 年第 3 号の変更に関する共和国法 1955 年第 9 号」により最終的に変更されたところの「ジョグジャカルタ特別区の設置に関する共和国法 1950 年第 3 号 (通達 1950 年第 3 号)」
3. 「地方行政に関する共和国法 2004 年第 32 号の第 2 次変更に関する共和国法 2008 年第 12 号 (官報 2008 年第 59 号、官報補遺第 4844 号)」により最終的に変更されたところの「地方行政に関する共和国法 2004 年第 32 号 (官報 2004 年第 125 号、官報補遺第 4437 号)」

国会と大統領の同意により、「ジョグジャカルタ特別区の特別性に関する法律 [Undang-Undang tentang Keistimewaan Daerah Istimewa Yogyakarta]」をここに定める。

第 1 章 総則

第 1 条 本法では、次のことを意図している。

1. ジョグジャカルタ特別区とは、単一国家の枠組において行政を実施する際に特別性 [keistimewaan] を有する、州と同等の行政区 [daerah provinsi] である。
2. 特別性とは、ジョグジャカルタ特別区の有する法的地位の特別性を指す。それは、特別権限

[kewenangan istimewa] を定めて取り扱うために、歴史及びインドネシア共和国 1945 年憲法のいう起源権 [hak asal usul]³⁾ に基づくものである。

3. 特別権限とは、地方行政に関する法律が定めた権限の他に、ジョグジャカルタ特別区が有する一定の追加的な権限である。
4. スルタン府は、何代にもわたりンガルソ・ダルム・サムベヤン・ダレム・インカン・シヌウン・カンジュン・スルタン・ハメンク・ブウォノ・スノパティ・イン・ンガロゴ・ンガアブドゥルラフマン・サイディン・パナタガマ・カリファトゥッラー⁴⁾〈スルタンの正式名称。本稿では以下スルタン・ハムンク・ブウォノ〉に導かれてきた、国民の文化遺産である。
5. アディパティ準府は、何代にもわたりカンジュン・グステイ・パンゲラン・アディパティ・アルヤ・パク・アラム⁵⁾〈アディパティの正式名称。本稿では以下アディパティ・パク・アラム〉に導かれてきた、国民の文化遺産である。
6. 中央政府（以下政府）〈本稿では以下も中央政府のまま〉は、1945 年憲法で述べる単一国家を統御する共和国大統領のことである。
7. ジョグジャカルタ特別区の行政は、1945 年憲法に基づく単一国家制における地方行政で、それはジョグジャカルタ特別区の行政体及び地方議会 [Dewan Perwakilan Rakyat Daerah DIY, 以下 DPRD DIY と略す〈本稿では以下地方議会〉] により実施される行政、並びに特別性に係る事項を統御する。
8. ジョグジャカルタ特別区の行政府〈本稿では以下行政府〉は、ジョグジャカルタ特別区知事及び地方官庁 [perangkat daerah]⁶⁾ で構成される行政を統御する。

3) これについて、1945 年憲法の注釈の第 18 条 II では「インドネシアの領土には、ジャワやバリのデサ、ミナンカバウのヌグリ、パレンバンのドゥスンやマルガ等の約 250 の自治地域及びエスニックコミュニティがある。それらの地方は、原初的な構成を有しており、それゆえに特別な性格を帯びた地方とみなしうる。共和国は、これらの特別な地方の地位を尊重し、これらに関連する全ての国の規則は、当該地方の起源権を考慮する。(原文: Dalam Teritorial Negara Indonesia terdapat lebih kurang 250 zelfbesturende landchappen dan volksgemeenschappen, seperti desa di Jawa dan Bali, negeri di Minangkabau, dusun dan marga di Palembang dan sebagainya. Daerah-daerah itu mempunyai susunan asli, dan oleh karenanya dapat dianggap sebagai daerah yang bersifat istimewa. Negara Republik Indonesia menghormati kedudukan daerah-daerah istimewa tersebut dan segala peraturan negara yang mengenai daerah-daerah itu akan mengingati hak-hak asal-usul daerah tersebut.)」と説明されている。また、島田(2020:524)は、hak asal usul を伝統的諸権利と翻訳している。

4) 原語は以下の通り。Ngarsa Dalem Sampeyan Dalem Ingkang Sinuwun Kanjeng Sultan Hamengku Buwono Senapati Ing Ngalaga Ngabdurrakhman Sayidin Panatagama Kalifatullah

5) 原語は以下の通り。Kanjeng Gusti Pangeran Adipati Arya Paku Alam

6) 地方行政の実施に際し、首長(知事)に対して責任を負う諸機関。地方自治体官房 (sekretariat daerah: setda)、地方部局 (dinas daerah)、地方専門機関 (lembaga teknis daerah) の 3 つで構成され、ブルダ(条例)に基づいて

9. ジョグジャカルタ特別区知事（以下知事）は、その役職からみてジョグジャカルタ特別区の首長であり、且つ中央政府の地位にもある。
10. ジョグジャカルタ特別区副知事（以下副知事）は、知事を補佐する任務を与えられたジョグジャカルタ特別区の副首長である。
11. ジョグジャカルタ特別区の地方議会（以下 DPRD DIY）〈本稿では以下地方議会〉は、ジョグジャカルタ特別区の行政を統御する要素として、ジョグジャカルタ特別区民を代表する機関である。
12. ジョグジャカルタ特別区の条例（Peraturan Daerah DIY: Perda, 以下プルダ）は、地方行政法で定められた通り、州と同等の行政の統御を定めるために、知事との同意により地方議会が制定する条例である。
13. ジョグジャカルタ特別区の特別性に係る条例（Peraturan Daerah Istimewa DIY: Perdais, 以下プルダイス）は、特別権限の統御を定めるために、知事との同意により地方議会が制定する条例である。
14. 大臣とは、内務相のことである。

第 2 章 領域的な境界と区分

第 I 部 領域的な境界

第 2 条

第 1 項 ジョグジャカルタ特別区は、次の境界を有する：

- a. 北側で、中ジャワ州のマグラン県 [Kabupaten Magelang] 及びボヨラリ県 [Kabupaten Boyolali] と境界を接する。
- b. 東側で、中ジャワ州のクラテン県 [Kabupaten Klaten] 及びウォノギリ県 [Kabupaten Wonogiri] と境界を接する。
- c. 南側で、インド洋と面する。
- d. 西側で、中ジャワ州のプルウォルジョ県 [Kabupaten Purworejo] に境界を接する。

第 2 項 第 1 項で述べる領域的な境界は、本法と不可分な部分として付属書に掲げる地図に記載される。

第 II 部 領域的な区分

第 3 条

ジョグジャカルタ特別区の領域は、次の a～e で構成される：

- a. ジョグジャカルタ市 [Kota Yogyakarta]

各州に（ジョグジャカルタ特別区にも）設置される。

- b. スレマン県 [Kabupaten Sleman]
- c. バントウル県 [Kabupaten Bantul]
- d. クロンプロゴ県 [Kabupaten Kulonprogo]
- e. グスンキドウル県 [Kabupaten Gunungkidul]

第3章 原則と目的

第I部 原則

第4条

ジョグジャカルタ特別区の特別性の規定は、次の原則に基づいておこなわれる：

- a. 起源権 [hak asal usul] への承認
- b. 人民主義 [kerakyatan]
- c. 民主主義 [demokrasi]
- d. 多様性のなかの統一主義〈さまざまな民族集団・さまざまな宗教の人びとから成るインドネシア共和国の国是である多様性のなかの統一を重視すること [ke-bhinneka-tunggal-ika-an]〉
- e. 行政の有効性
- f. 国益
- g. 地域固有の知識 [kearifan lokal]⁷⁾ の活用

第II部 目的

第5条

第1項 ジョグジャカルタ特別区の特別性を規定する目的は、次の通りである：

- a. 民主的な行政を実現する。
- b. 社会の福祉及び安寧を実現する。
- c. 単一国家の枠組における多様性のなかの統一に係る事項を保障する、統治及び社会秩序を実現する。
- d. 良き統治を構築する。
- e. 国民の文化遺産であるジョグジャカルタの文化を保護し、発展させるために、スルタン府及びアディパティ準府の役割・責任を制度化する。

第2項 第1項 a に述べる民主的な行政は、次の a～e を通じて実現される：

- a. 知事・副知事職の充足

7) 住民の視点に基づいた地域固有の知恵のこと。それは、文化的・歴史的な文脈で捉えられるべきもので、世代を超えて継承され、状況・環境を介した適応プロセスとして構築されてきた、現場の知恵である。これは、人類学者のギアーツが「法および民族誌は、帆走や庭造りと同じ、また政治や詩作がそうであるように、いずれも場所に関わるわざ（クラフツ・オブ・プレイス）である。それらは、地方固有の知識（ローカル・ノレッジ）の導きによってうまく作動するといつてよい。」[ギアーツ 1991: 290] と書いているものに該当する。ジョグジャカルタにおいて、地方固有の知識は特にクジャウェン（kejawan: ジャワ的なものの意味）と呼ばれるマタラム・イスラーム王国の中核エリアにみられる高度の体系性をもつ文化 [土屋 1994: 143] を指し、クバティナン（kebatinan: 精神的なものの意味）と呼ばれるジャワの民間信仰や神秘主義を包摂するものである。

- b. 選挙による地方議会議員の充足
- c. 地方議会と知事・副知事のあいだの権力分担
- d. 行政府と地方議会のあいだの均衡をとる仕組み
- e. 行政の実施における人びとの参加

第 3 項 第 1 項 b で述べる社会の福祉及び安寧は、社会の利益及びその能力開発に重点を置いた政策を通じて実現される。

第 4 項 第 1 項 c で述べる単一国家の枠組における多様性のなかの統一に係る事項を保障する統治及び社会秩序は、次のことを通じて実現される：

- a. ジョグジャカルタ特別区政府による社会の保護及び指導
- b. ジョグジャカルタ特別区政府とジョグジャカルタの社会によるムシャワラ [musyawarah: 合議],
ゴトン・ロヨン [gotong royong: 相互扶助], 連帯, 思いやり, 及び寛容という価値の維持と活用

第 5 項 第 1 項 d で述べる良き統治は、次のことを通じて実現される：

- a. 有効性の原則の実施
- b. 透明性
- c. アカウンタビリティ〈説明責任〉
- d. 参加
- e. 平等
- f. 法律の執行

第 6 項 第 1 項 e で述べる国民の文化遺産であるジョグジャカルタの文化を維持・発展させていく上での、スルタン府及びアディパティ準府の役割・責任の制度化は、ジョグジャカルタ特別区の社会に根ざした価値、規範、慣習 [adat istiadat] 及び高貴な伝統 [tradisi luhur]⁸⁾ をはぐくみ、活用し、発展させ、且つ強化することを通じて実現される。

第 4 章 権限

第 6 条

ジョグジャカルタ特別区の特別権限は、州 [Provinsi] にある⁹⁾。

第 7 条

第 1 項 自治地区 [daerah otonom] としてのジョグジャカルタ特別区の権限は、地方行政法に述

8) ジョグジャカルタの王宮 (keraton) を中心に展開されてきた伝統文化を指し示す言葉。luhur はすでにインドネシア語としても通用するジャワ語で、インドネシア語大辞典によれば「身分の高い」「高貴な」「高尚な」を意味する。

9) 「ジョグジャカルタ特別区の設置に関する共和国法 1950 年第 3 号」の第 1 条第 2 項には、「ジョグジャカルタ特別区は、州と同等である。(Daerah Istimewa Jogjakarta adalah setingkat dengan Propinsi.)」と定められていた。

べられるジョグジャカルタ特別区の行政に係る事項、及び本法の定める特別性に係る事項における権限を含む。

第2項 第1項で述べる特別性に係る事項への権限は、次のものを含む：

- a. 知事・副知事の役職補充，地位，任務及び権限に係る手順
- b. ジョグジャカルタ特別区行政府の組織整備に係る事項
- c. 文化に関する事項
- d. 土地に関する事項
- e. 空間計画

第3項 第2項で述べる特別性に係る事項への権限の統御は，地域固有の知識及び人民の側に立つことという価値に基づく。

第4項 第2項及び3項で述べる特別性に係る事項への権限は，プルダイスによりこれを定める。

第5章 行政機構の形体と構造

第I部 総則

第8条

第1項 ジョグジャカルタ特別区は，特別な性質を負う行政機構の形体及び構造を有する。

第2項 ジョグジャカルタ特別区の行政機構は，行政府及び地方議会で構成される¹⁰⁾。

第II部 行政府

第9条

第1項 行政府は，知事に統括される。

第2項 知事は，任務及び権限の遂行に際して，副知事の補佐を受ける。

第10条

第1項 知事は，次の任務を遂行する：

- a. 地方議会と共同で作成した法令や政策に基づき，行政及び特別性に係る事項の統御を指揮する。
- b. 地方において，地方官庁の作業班 [Satuan Kerja Perangkat Daerah: SKPD] 及び垂直機関の任

10) 特別性を扱う制度的な枠組として，次の5つが機能している。①地方官房 (Sekretariat Daerah)，②「ジョグジャカルタ特別区行政府の組織整備に関するプルダイス 2018 年第 1 号」に基づいて設置されたパニラディア (Paniradya Kaistimewaan / 特別性に係る事項を支援し，特別性資金 (後述のダナイス) を使用した特別性に係るプログラムを策定・モニタリング・評価を実施する構造的な機関)，③地方文化局 (Kundah Kabudayaan)，④土地・空間計画局 (Dinas Pertanahan dan Tata Ruang)，⑤パラムパラ・ブラジャ (Parampara Praja) と呼ばれる 8 名の専門家から成る知事のための諮問機関。

務を調整する。

- c. 社会の安寧及び秩序を維持する。
- d. 地方官庁の作業計画を共同で審議し、作成し、決定するために、地方議会に対して、地方長期開発計画 [Rencana Pembangunan Jangka Panjang Daerah] 及び地方中期開発計画 [Rencana Pembangunan Jangka Menengah Daerah]¹¹⁾ に関する条例（プルダ）案を作成・提出する。
- e. 共同で審議するために、地方議会に対して地方歳入・歳出予算に関するプルダ案、地方歳入・歳出予算の変更に関するプルダ案及び地方歳入・歳出予算を執行するアカウントビリティに関するプルダ案を作成・提出する。
- f. 法廷の内外で、地方を代表する。
- g. 県・市における行政に係る事項の運営を促進し、監督する。
- h. 領域内の県・市の行政の運営を促進し、監督する。
- i. 法令に則して、その他の任務を遂行する。

第 2 項 知事には、次の権限がある：

- a. プルダ案及びプルダイス案を提出する。
- b. 地方議会の同意を得て、プルダ及びプルダイスを定める。
- c. 知事令 [peraturan gubernur] 及び知事決定 [keputusan gubernur] を定める。
- d. 法令の定めるところに即して、地方及び社会から対応を求められるような緊急事態においては、特定の措置を講じる。
- e. 法令に則して、その他の権限を行使する。

第 11 条

知事は、次の権利を有する：

- a. 特別権限の運営において、中央政府に対して提案又は意見〈の少なくともいずれか〉を伝える。
- b. ジョグジャカルタ特別区の特別性に関する政策構想のために必要とされる、政策又は情報〈の少なくともいずれか〉に関する情報を取得する。
- c. プルダイスの変更又は差し替えを提案する。
- d. 法令の定めるところに即して、プロトコル担当者及び財政担当者の地位を得る。

第 12 条

第 1 項 知事は、その役職上、中央政府を代表する地位にある。

第 2 項 知事は、中央政府の代表としての地位において、大統領に対して責任を負う。

第 3 項 中央政府の代表としての知事の地位、任務及び権限に関する規定には、地方行政法で定められた規定が有効である。

11) 「国家開発計画システムに関する共和国法 2004 年第 25 号」に基づいて、地方開発企画庁 (Badan Perencanaan Pembangunan Daerah: BAPPEDA) を取りまとめ役にして地方長期開発計画及び地方中期開発計画が作成される。そして、その実施は地方官庁の作業班 (SKPD) に担当される。

第13条

第1項 副知事は、次の任務を果たす：

- a. 次のように知事を補佐する。
 - 1) 行政及び特別性に係る事項の実施を統括する。
 - 2) 地方において、地方官庁の作業班及び垂直機関の活動を調整する。
 - 3) 監視当局による監視結果の報告又は所見については、その後の進展を注視する。
 - 4) 県・市による行政の運営をモニタリング及び評価する。
- b. 行政及び特別性に係る事項の運営において、知事に対して提言及び所見を与える。
- c. 知事に一時的にやむを得ざる事情があるとき、その日常の任務を遂行する。
- d. 法令に則して、その他の任務を遂行する。

第2項 第1項で述べる任務の遂行に加えて、副知事は、知事決定で定められ、知事に与えられたその他の行政に係る任務を遂行する。

第3項 第1項及び2項で述べる任務の遂行にあたり、副知事は、知事に対して責任を負う。

第14条

副知事は、法令の規定に即して、プロトコル担当者及び財政担当者の地位に就く権利を有する。

第15条

第1項 知事と副知事は次のことを義務づけられる：

- a. パンチャシラ [Pancasila]¹²⁾ を堅持・実践し、1945年憲法を遵守し、且つ単一国家の一体性を保持・育成する。
- b. 人民の福祉を向上させる。
- c. 社会の安寧及び秩序を維持する。
- d. 民主的な生活状況を創り出す。
- e. 全ての法令を遵守し、執行する。
- f. 地方行政の運営における倫理及び規範を確保する。
- g. 地域の競争力を向上させ、発展させる。
- h. 良き統治及び不正や汚職のない統治の原則を実践する。
- i. 地方の財政管理を実践し、その責任をもつ。
- j. 地域における全ての地方官庁及び垂直機関との作業関係を結ぶ。
- k. ジョグジャカルタの文化を保全し、発展させ、且つジョグジャカルタ特別区におけるその他の地方社会のさまざまな文化を保護する。

12) 初代大統領になるスカルノ (Soekarno 1901-1970) により提唱され、1945年憲法の前文で述べられる建国5原則 [①唯一神への信仰 (Ketuhanan yang Maha Esa), ②公正且つ礼節を心得た人道主義 (Kemanusiaan yang Adil dan Beradab), ③インドネシアの統一 (Persatuan Indonesia), ④合議・代議制において英知に導かれる国民主義 (Kerakyatan yang Dipimpin oleh Hikmat Kebijaksanaan dalam Permusyawaratan /Perwakilan), ⑤全国民のための社会正義 (Keadilan Sosial bagi Seluruh Rakyat Indonesia)] のこと。

第 2 項 第 1 項で述べる以外に、知事には次の義務がある：

- a. 中央政府に対して、ジョグジャカルタ特別区の行政運営に関する報告書を提出する。
- b. 地方議会に対して、毎年及び任期満了時に責任を説明する報告書を提出する。
- c. 社会に対して、毎年及び任期満了時に、ジョグジャカルタ特別区の行政運営に関する報告書及び責任を説明する報告書を公表する。

第 3 項 第 2 項 a で述べる報告書は、毎年一回、内務相を通じて大統領に提出される。

第 4 項 第 3 項で述べる報告書は、法令に則して、今後の育成材料として、ジョグジャカルタ特別区の行政運営を評価する基礎として、中央政府がこれを利用する。

第 16 条

知事及び副知事は、次の行為を禁じられる：

- a. 自身、家族成員及び親類縁者・取巻に格別な利益をもたらす決定をおこなう、公共の利益を損ねる、並びに特定の社会集団を憂慮させる又は特定の国籍の者や社会階層を差別する。
- b. 私有若しくは国（地方）の所有を問わず企業、又は分野を問わず財団に関与する。
- c. 直接的・間接的にみずからに利益をもたらすような、奉職する地方と関わりのあるその他の仕事をおこなう。
- d. 汚職・癒着・縁故主義を實踐する、又は今後の決定や行動に影響を及ぼす側から金銭、物品、若しくはサービス〈の少なくともいずれか〉を受領する。
- e. 法廷における事件の代理人〈法手続上の代理人、擁護者〉になる。
- f. 権限の濫用、知事・副知事としての就任時の宣誓・公約に違反する。
- g. 法令で定められた通り、その他の国家公務員又は地方議会の議員としての役職を兼任する。

第Ⅲ部 地方議会

第 17 条

第 1 項 地方議会は、法令で定められた地位、構成、任務及び権限を有する。

第 2 項 第 1 項で述べる任務及び権限の他に、地方議会は、次の任務及び権限も有する：

- a. 知事及び副知事を決定する。
- b. 知事と共同で、プルダ及びプルダイスを作成する。

第 3 項 第 1, 2 項で述べる任務及び権限の執行については、法令に則して編成・決定された地方議会の規範令によりこれを定める。

第 6 章 知事及び副知事の役職の補充

第 I 部 資格要件

第 18 条

第 1 項 知事候補及び副知事候補は、次の資格要件を具備するインドネシア国民である：

- a. 全能の神に対して敬虔である。
- b. 国家の礎としてのパンチャシラ, 1945年憲法, 1945年8月17日独立宣言に謳われた理想, 単一国家及び中央政府に対して忠実である。
- c. 知事候補はスルタン・ハムンク・ブウォノとして, 副知事候補はアディパティ・パク・アラムとして在位している。
- d. 少なくとも高等学校又はそれと同等の教育を受けている。
- e. 30歳以上である。
- f. 医師団(公立病院)による包括的な健康診断の結果に基づいて, 心身ともに役職を遂行できる状態にある。
- g. 5年以上の懲役刑を科せられる刑事犯罪をはたらき, 法的効力のある裁判所の判決に基づいて懲役刑を受けたことがない。ただし, 5年以上の刑期を終えた者が, 有罪判決を受けたが二度と犯罪は繰り返さないと真摯に宣言したときには, この限りでない。
- h. 現在, 法的効力のある裁判所の判決に基づいて選挙権をなく奪われていない。
- i. 個人の財産一覧を提出し, 公表される用意がある。
- j. 責任をとるべき個人又は法人として, 国家財政に損失を与えるような負債を抱えていない。
- k. 現時点において, 法的効力をもつ裁判所の判決に基づいて破産宣告を受けていない。
- l. 納税者番号を有している。
- m. 特に学歴, 職歴, 血のつながりのある兄弟姉妹, 妻, 及び娘・息子について記載した履歴書を提出する。
- n. 政党员でない。

第2項 第1項で述べる資格要件の具備は, 次のことを含む:

- a. 第1項bで述べる資格要件を具備する証明として, 国家の礎としてのパンチャシラ, 1945年憲法, 独立宣言の理想, 単一国家, 及び中央政府に対して忠実であることを宣言する, 当該者からの宣誓供述書(厳封)
- b. 第1項cで述べる資格要件を具備する証明として, スルタン・ハムンク・ブウォノがスルタン府において在位中であること, 及びアディパティ・パク・アラムがアディパティ準府において在位中であることを記載した確認書
- c. 第1項dで述べる資格要件を具備する証明として, 初等教育レベルから高等学校レベルまで若しくはそれ以上のレベルの卒業証書等の写し, 認定, 又は所轄機関により認められたその他の証明書
- d. 第1項eで述べる資格要件を具備する証明として, 出生証明書
- e. 第1項fで述べる資格要件を具備する証明として, 当該候補が知事・副知事としての任務及び義務を身体的・精神的に遂行できると説明する医師団(公立病院)からの健康証明書
- f. 第1項gで述べる資格要件を具備する証明として, 地方裁判所又は法律分野における行政を取り扱う省庁の証明書
- g. 第1項hで述べる資格要件を具備する証明として, 法的効力のある裁判所の判決に基づいて選挙権をなく奪われた状況にないことを説明する地方裁判所の証書
- h. 第1項iで述べる資格要件を具備する証明として, 汚職撲滅を取り扱う機関に私有財産の報告書を提出したその受領書又は証明, 及び私有財産一覧を公開する用意があるという宣誓供述書

- i. 第 1 項 j で述べる資格要件を具備する証明として、国家財政に損益をもたらすような個人・法人としての負債がないことを説明する商事裁判所・地方裁判所の証明書
- j. 第 1 項 k で述べる資格要件を具備する証明として、当該候補が破産状態にないことを説明する商事裁判所・地方裁判所の証明書
- k. 第 1 項 l で述べる資格要件を具備する証明として、納税者番号カードの写し
- l. 第 1 項 m で述べる資格要件を具備する証明として、候補者により署名された履歴書
- m. 第 1 項 n で述べる資格要件を具備する証明として、政黨員ではないという宣誓供述書

第 II 部 立候補を申し出る手順

第 19 条

第 1 項 地方議会は、知事及び副知事の任期満了の 3 カ月前までに、知事及び副知事並びにスルタン府及びアディパティ準府に対してその任期の終了を通知する。

第 2 項 第 1 項で述べる地方議会からの通知に基づき、スルタン府は在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事候補、及びアディパティ準府は在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事候補とすることを、地方議会からの通知を受領してから遅くとも 30 日以内に申し出る。

第 3 項 スルタン府及びアディパティ準府は、地方議会に知事及び副知事の候補を申し出るとき、次のものを提出する：

- a. スルタン府の王宮事務局長¹³⁾ が署名した知事候補の立候補書面
- b. アディパティ準府の王宮事務局長¹⁴⁾ が署名した副知事候補の立候補書面
- c. 知事候補である在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノ及び副知事候補である在位中のアディパティ・パク・アラムの、知事・副知事の役職への意欲を明示する宣誓供述書
- d. 第 18 条第 2 項で述べる資格要件の具備すること

第 20 条

第 1 項 知事及び副知事の決定 [penetapan] の実施に際して、知事である在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノ及び副知事である在位中のアディパティ・パク・アラムの任期満了の通知から 1 カ月以内に、知事及び副知事を決定するための行動規範を作成する特別委員会を設置する。

第 2 項 第 1 項で述べる知事・副知事を決定するための行動規範を作成する特別委員会は、地方議会の指導部による決定によりこれを設置する。

13) 原語は Penghageng Kewedanan Hageng Panitrapura Kasultanan Ngayogyakarta Hadiningrat。スルタンの指示の下でスルタン府の運営に関わる複数の部(執行技術部のカウダナン [Kawedanan] や管理技術部のトゥパス [Tepas]) をコーディネートするのが局 (Kawedanan Hageng) で、その長をブンハゲン (PENGHAGENG) と呼ぶ。4 つある局のうちのひとつが事務局 (Kewedanan Hageng Panitrapura) で、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノ 10 世の次女である GKR チョンドロキロノ (GKR Condrokirono) が 2013 年以来同局長を務める。

14) 原語は Panghageng Kawedanan Hageng Kasentanan Kadipaten Pakualaman。パク・アラム侯家を運営する局 (Kawedanan Hageng Kasentanan) の長。

第3項 第2項で述べる知事及び副知事を決定するための行動規範を作成する特別委員会は、知事及び副知事を決定するための規範を作成する任務を有する。

第4項 第3項で述べる知事及び副知事を決定するための行動規範は、特別委員会が設置されてから遅くとも7日以内に作成されなくてはならない。

第5項 知事・副知事を決定するための行動規範を作成する特別委員会の委員は、各派の代表で構成される。

第6項 知事・副知事を決定するための行動規範を作成する特別委員会の任務は、行動規範が作成された時点で終了する。

第Ⅲ部 検証と決定

パラグラフⅠ 検証

第21条

地方議会は、知事候補としてのスルタン・ハムンク・ブウォノ及び副知事候補としてのアディパティ・パク・アラムの必要書類を検証する。

第22条

第1項 第21条で述べる検証の実施において、地方議会は知事・副知事を決定する特別委員会を設置する。

第2項 第1項で述べる知事・副知事を決定する特別委員会は、地方議会の指導部の決定によりこれを構成される。

第3項 知事・副知事を決定する特別委員会は、知事・副知事を決定する実行者及び責任者としての任務を有する。

第4項 知事・副知事を決定する特別委員会の委員は、各派の代表で構成される。

第5項 地方議会の議長及び副議長は、その役職ゆえに、知事・副知事を決定する特別委員会の委員長及び副委員長を兼任する委員である。

第6項 地方議会の官房長は、その役職ゆえに、知事・副知事を決定する特別委員会の官房長であり、その委員ではない。

第7項 知事・副知事を決定する特別委員会の任務は、知事及び副知事の行動規範によりこれを定める。

第8項 知事・副知事を決定する特別委員会は、知事候補及び副知事候補の申出（立候補申出）

から就任実施計画までを含んだ、決定のスケジュールを公表する。

第 9 項 決定のスケジュールの公表は、地元のマスメディアを通じてこれをおこなう。

第 10 項 知事・副知事を決定する特別委員会の任務は、知事及び副知事の就任時に終了する。

第 11 項 内務相は、知事・副知事の決定の実施において便宜供与と監督をおこなう。

第 23 条

第 1 項 知事・副知事を決定する特別委員会は、スルタン府からの知事候補及びアディパティ準府からの副知事候補の申出〈立候補申出〉を検証する。

第 2 項 知事・副知事を決定する特別委員会は、最大 7 日で知事及び副知事候補の検証をおこなう。

第 3 項 知事・副知事の候補として具備されない資格要件があるとき、第 2 項で述べる検証の完了から遅くとも 7 日以内に、知事・副知事を決定する特別委員会は、スルタン府及びアディパティ準府に対して資格要件を具備するよう通知する。

第 4 項 知事・副知事を決定する特別委員会が資格要件を具備したと宣言するとき、特別委員会は議事録において知事候補及び副知事候補を決定し、その後遅くとも 3 日以内に地方議会の指導部に報告する。

パラグラフ II 決定

第 24 条

第 1 項 地方議会は、第 23 条第 4 項で述べる知事・副知事を決定する特別委員会からの決定の結果を受領してから遅くとも 7 日以内に、知事候補の展望、使命及びプログラムの説明を議題とした本会議を開催する。

第 2 項 第 1 項で述べる展望、使命及びプログラムは、ジョグジャカルタ特別の長期開発計画や戦略的環境開発の指針となる。

第 3 項 第 1 項で述べる展望、使命及びプログラムを説明した後、地方議会は、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事として、在位中のアディパティ・パク・アラム副知事として決定する。

第 4 項 第 3 項で述べる決定に基づき、地方議会は、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事として、及び在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事として決定することに対する承認を得るために、内務相を介して大統領に提案をおこなう。

第 5 項 大統領は、内務相の提案に基づき、第 4 項で述べる知事及び副知事の決定を承認する。

第6項 内務相は、地方議会、スルタン・ハムンク・ブウォノ及びアディパティ・パク・アラムに対して、第5項で述べる知事及び副知事の決定の承認に関する通知をおこなう。

第25条

第1項 知事としてのスルタン・ハムンク・ブウォノ及び副知事としてのアディパティ・パク・アラムの任期は、就任から5年間である。

第2項 知事としてのスルタン・ハムンク・ブウォノ及び副知事としてのアディパティ・パク・アラムは、地方行政法の定める2期という任期の規定に拘束されない¹⁵⁾。

第26条

第1項 在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノが知事候補の資格要件を具備し、在位中のアディパティ・パク・アラムが副知事候補の資格要件を具備しないとき、地方議会は在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事として決定する。

第2項 第1項で述べる知事として、スルタン・ハムンク・ブウォノは、在位中のアディパティ・パク・アラムが副知事に就任するまでのあいだ、副知事の任務も同時におこなう（副知事を兼任する）。

第3項 スルタン・ハムンク・ブウォノが知事候補としての資格要件を具備せず、アディパティ・パク・アラムが副知事候補として資格要件を具備するとき、地方議会は、アディパティ・パク・アラムを副知事に決定する。

第4項 第3項で述べる副知事として、在位中のアディパティ・パク・アラムは、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノが知事として就任するまでのあいだ、知事の任務も同時におこなう（知事を兼任する）。

第5項 第1項及び第3項で述べる在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノの知事への決定、在位中のアディパティ・パク・アラムの副知事への決定に基づき、決定への承認を得るために、地方議会は、内務省を通じて大統領に対して提案をおこなう。

第6項 第5項に述べる内務相の提案に基づき、大統領は知事・副知事の決定を承認する。

第7項 在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノが知事としての資格要件を具備せず、且つ在位

15) 「地方行政に関する共和国法2004年第32号」の第110条第3項は、地方首長と地方副首長の任期は、(第1項で述べる通り) 就任から5年間で、その後1回限り同任期で再選される (Kepala daerah dan wakil kepala daerah sebagaimana dimaksud pada ayat (1) memegang jabatan selama 5 (lima) tahun terhitung sejak pelantikan dan sesudahnya dapat dipilih kembali dalam jabatan yang sama hanya untuk satu kali masa jabatan.) と定めている。この「地方行政に関する共和国法2004年第32号」はすでに改正され、「地方行政に関する共和国法2014年第23号」に置き換えられているが、その60条に同様の内容が定められている。このような条項が、ジョグジャカルタ特別区には適用されないということである。

中のアディパティ・パク・アラムも副知事としての資格要件を具備しないとき、中央政府は、スルタン府及びアディパティ準府の意向を聴取した後、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノが知事に就任するか又は在位中のアディパティ・パク・アラムが副知事に就任するか〈少なくともいずれか〉まで、知事代行を任命する。

第 8 項 第 7 項で述べる知事代行の任命は、法令の規定に即しておこなう。

第 IV 部 知事及び副知事の就任

第 27 条

第 1 項 知事又は副知事〈の少なくともいずれか〉の就任は、大統領によりおこなわれる。

第 2 項 大統領にやむを得ざる事情があるとき、知事又は副知事〈の少なくともいずれか〉の就任は、副大統領によりおこなわれる。

第 3 項 大統領にも副大統領にもやむを得ざる事情があるとき、知事又は副知事〈の少なくともいずれか〉の就任は、内務相によりおこなわれる。

第 7 章 知事又は副知事〈の少なくともいずれか〉にやむを得ざる事情があるとき

第 28 条

第 1 項 任期満了前に知事が知事であることに支障が生じたり、知事としての資格要件を具備しなくなったり、又は罷免されたりしたとき、副知事は、同時に知事の任務も遂行する。

第 2 項 第 1 項で述べる副知事による知事の任務の遂行は、〈暫定的ではない〉確定された知事が就任する時に終了する。

第 3 項 任期満了前に副知事が副知事であることに支障が生じたり、副知事としての資格要件を具備しなくなったり罷免されたりしたとき、知事は、同時に副知事の任務も遂行する。

第 4 項 第 3 項で述べる知事による副知事の任務の遂行は、〈暫定的ではない〉確定の副知事が就任する時に終了する。

第 5 項 第 2 項及び第 4 項で述べる知事又は副知事の役職の補充は、次の手順に即しておこなう：

- a. スルタン府又はアディパティ準府は、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノ、在位中のアディパティ・パク・アラムの擁立に関して地方議会に通知する。
- b. a で述べる通知に基づいて、地方議会は、各派の代表で構成される知事・副知事を決定する特別委員会を設置する。
- c. スルタン府は、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事候補として、又はアディパティ準府は、在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事候補として、第 18 条第 2 項及び第 19 条第 3 項で述べる必要書類を添えて、知事・副知事の決定のための特別委員会を通じて地方議

会に申出をおこなう。

- d. 知事・副知事の決定のための特別委員会は、7日以内にcで述べる必要書類を検証する。
- e. 知事・副知事の決定のための特別委員会による検証の結果は、検証議事録に記載され、その後遅くとも3日以内に地方議会に提出される。
- f. eで述べる検証の結果が資格要件を具備すると宣言されたとき、地方議会は、知事・副知事の決定のための特別委員会による検証の結果を受領してから遅くとも7日以内に、地方議会の本会議において、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事又は在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事として決定する。
- g. 地方議会は、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事として又は在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事とするという決定に承認を得るために、内務相を通じて大統領に提案をおこなう。
- h. 内務相は、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事として及び在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事として決定することを承認する提案を大統領に伝える。
- i. hで述べる内務相の提案に基づき、大統領は、知事又は副知事の決定を承認する。
- j. 内務相は、地方議会、スルタン・ハムンク・ブウォノ及びアディパティ・パク・アラムに対して知事又は副知事の決定を承認したことについて通知する。
- k. 知事又は副知事の就任は、第27条の定めるところに従う。

第6項 第5項で述べる知事又は副知事の任期は、その任期の満了までとする。

第7項 知事若しくは副知事にやむを得ざる事情があるとき又は知事若しくは副知事としての資格要件を具備しなくなったとき、大統領が知事代行を任命するまでのあいだ、地方官房長は、知事の日常業務を遂行する。

第8項 第7項で述べる知事代行の任期は、最終的に知事又は副知事が就任した時に終了する。

第29条

第28条7項及び第8項で述べる知事代行の選任手順は、これを法令で定める。

第8章 組織整備に関すること

第30条

第1項 第7条第2項bで述べる行政府の組織整備に係る権限は、本来の行政機構の形体及び編成を考慮して、責任、アカウントビリティ、透明性及び参加の原則に基づいて、行政の実施及び社会へのサービスの有効性と効率性を達成するために執行される。

第2項 第1項で述べる行政府の組織整備に係る配置及び決定に関する規定は、プルダイスによりこれを定める。

第 9 章 文化に関すること

第 31 条

第 1 項 第 7 条第 2 項 c での述べる文化に関する権限は、ジョグジャカルタ特別区の社会に根ざした諸価値、知識、規範、慣習、モノ、芸術及び高貴な伝統のかたちをとる創造物、感覚、精神力及び作品をはぐくんだり、発展させたりするために執行される。

第 2 項 第 1 項で述べる文化的権限の執行に関する規定は、プルダイスによりこれを定める¹⁶⁾。

第 10 章 土地に関すること

第 32 条

第 1 項 第 7 条第 2 項 d で述べる土地に関する権限の執行において、本法により、スルタン府及びアディパティ準府は、法人とされる。

第 2 項 法人としてのスルタン府は、スルタン府の土地の所有権を有する権利の主体である。

第 3 項 法人としてのアディパティ準府は、アディパティ準府の土地の所有権を有する権利の主体である。

第 4 項 第 2, 3 項に述べるスルタン府の土地 [tanah Kasultanan]¹⁷⁾ 及びアディパティ準府の土地 [tanah Kadipaten]¹⁸⁾ には、ジョグジャカルタ特別区の領域の全県・市にあるクブラボンの土地 [tanah keprabon]¹⁹⁾ 及びクブラボンではない土地 [tanah bukan keprabon]²⁰⁾ が含まれる。

第 5 項 スルタン府及びアディパティ準府は、文化に係ること、社会的便益及び社会福祉の最大限の発展をめざして、スルタン府の土地及びアディパティ準府の土地を管理し、利用する権限を有する。

第 33 条

第 1 項 第 32 条第 2, 3 項で述べるスルタン府の土地及びアディパティ準府の土地に対する所有権は、土地整備関連機関 [lembaga pertanahan]²¹⁾ に登録される。

16) 「ジョグジャカルタ特別区の特別性に係る事項の権限に関するプルダイス 2013 年第 1 号」が出された。

17) Kagungan Dalem, Sultan Ground, Sultanaat Ground ともいわれる。

18) Kagungan Dalem, Pakualam Ground, Pakualamanaat Ground ともいわれる。

19) ジャワ語の prabu (王) を抽象名詞化した言葉が keprabon で、「王の偉大さの象徴、王のいる場所、王国」を意味する。

20) ジャワ語ならば tanah dede keprabon。スルタン府とアディパティ準府に由来するクブラボンではない土地で、権利をもって住民・組織に使用されてきた土地と、権利がないまま状況に応じて住民に使用されてきた土地から成る。

21) 土地登記などを所掌してきた国家土地庁 (Badan Pertanahan Nasional: BPN) と空間計画を所掌してきた公共事業・国民住宅省 (Kementerian Pekerjaan Umum dan Perumahan Rakyat) の関連部局が統合され、2015 年に土地・

第2項 第1項で述べるスルタン府の土地及びアディパティ準府の土地に対する権利の登記は、法令の規定に即してこれを実施する。

第3項 その他の当事者に実施された第2項で述べるスルタン府の土地及びアディパティ準府の土地に対する登記は、スルタン府の土地についてはスルタン府からの、アディパティ準府の土地についてはアディパティ準府からの書面による承認を得る義務がある。

第4項 その他の当事者によるスルタン府の土地及びアディパティ準府の土地の管理及び利用は、スルタン府の土地に対するスルタン府の承認許可及びアディパティ準府の土地に対するアディパティ準府の承認許可を得なければならない。

第11章 空間計画

第34条

第1項 第7条第2項eで述べる空間計画におけるスルタン府及びアディパティ準府の権限は、スルタン府の土地及びアディパティ準府の土地の管理・利用に限定される。

第2項 第1項で述べる権限の執行にあたり、スルタン府及びアディパティ準府は、ジョグジャカルタ特別区の特別性に即して、スルタン府の土地及びアディパティ準府の土地の空間計画に係る政策の一般的な枠組を決定する。

第3項 第2項で述べるスルタン府の土地及びアディパティ準府の土地の空間計画に係る政策に係る一般的な枠組は、国の空間計画且つジョグジャカルタ特別区の空間計画を考慮して決定される。

第35条

スルタン府の土地及びアディパティ準府の土地の管理・利用、並びにスルタン府の土地及びアディパティ準府の土地の空間計画に関する更なる規定は、プルダイスによりこれを定める。当該プルダイスの作成は、法令を指針とする。

第12章 プルダ〈条例〉、プルダイス〈特別性に係る条例〉、知事令、知事決定

第36条

第1項 プルダは、地方議会及び知事の同意をもって作成され、制定される。

第2項 第1項で述べるプルダの作成は、法令を指針とする。

第37条

第1項 プルダイスは、第7条第2項に述べる権限を執行するために、地方議会及び知事がこれ

空間計画省 (Kementerian Agraria dan Tata Ruang) となった。同省を指揮する大臣は、国家土地庁長官が務める。

を作成する。

第 2 項 プルダイス案は、地方議会又は知事がこれを提出しうる。

第 3 項 会期中に地方議会及び知事が同じ題材に関するプルダイス案を提出したとき、議論されるのは、地方議会により提出されたプルダイス案であり、知事により提出されたプルダイス案は、参考材料として使用される。

第 4 項 プルダイス案の準備・審議において、地方議会及び知事は、社会に根づいた諸価値、規範、慣習及び高尚な伝統を活用し、社会より出された情報を考慮する。

第 5 項 地方議会と知事が同意したプルダイス案は、プルダイスとして制定されるよう、同意の日から遅くとも 7 日以内に、地方議会の指導部により知事に提出される。

第 6 項 第 5 項で述べるプルダイス案は、地方議会と知事が当該プルダイス案に同意してから遅くとも 30 日以内に、署名を付されて知事により制定される。

第 7 項 第 6 項で述べる期間に知事により制定されないとき、当該プルダイス案は、合法的にプルダイスとなり、地方官報に掲載して公布されなければならない。

第 8 項 第 7 項で述べるようにプルダイス案が施行するとき、批准文の定式文言は、「本プルダイスは有効である」とする。

第 9 項 第 8 項で述べる批准文は、プルダイス案が地方官報に掲載される前に、プルダイスの最終頁に添付されなくてはならない。

第 10 項 プルダイスは、内務相に対して通知される。

第 38 条

第 1 項 公共の利益、道徳、並びにジョグジャカルタの社会の価値及び文化、又はより上位の法令に抵触するプルダイスは、内務相により廃止されうる。

第 2 項 第 1 項で述べるプルダイスの廃止は、内務相決定によりこれを定める。

第 3 項 第 2 項で述べる通り、内務相決定の発出から遅くとも 7 日以内に、知事は、プルダイスの施行を停止し、その後地方議会は、知事と共同で、当該プルダイスを廃止しなくてはならない。

第 4 項 法令により修正されうるとの理由により、行政府が第 3 項で述べるプルダイスを廃止する決定を受け入れられないとき、廃止の決定を受けてから遅くとも 14 日以内に、知事は、大統領に対して異議申立を提出することができる。

第5項 大統領は、第4項で述べるプルダイス廃止への異議申立の提出に対して、遅くとも30日以内に決定を下す。

第6項 第5項で述べる30日以内に大統領が決定を裁可しなかったとき、プルダイスは、引き続き有効で、拘束力のある法的効力をもつ。

第39条

第1項 知事は、知事令及び知事決定を作成する権限を有する。

第2項 プルダ及びプルダイスを施行するために、知事は、知事令又は知事決定の〈少なくともいずれか〉を作成することができる。

第3項 第1, 2項で述べる知事令及び知事決定は、公共の利益、崇高な諸価値、文化又はより上位の法令に抵触してはならない。

第4項 第1, 2項で述べる知事令は、地方通達 [berita daerah] に掲載してこれを制定する。

第5項 第1, 2項で述べる知事令は、内務相に対して通知される。

第40条

プルダ、プルダイス及び知事令は、行政府により周知される義務がある。

第13章 融資

第41条

地方財政を規定する全ての法令は、ジョグジャカルタ特別区の行政に適用される。

第42条

第1項 中央政府は、ジョグジャカルタ特別区の要望と国家財政の能力に応じた国家予算に即して、第7条第2項で述べるジョグジャカルタ特別区の特別性に係る事項を運営する枠組において、融資する〈特別性資金を与える〉。

第2項 第1項で述べるジョグジャカルタ特別区の行政の特別性を実施する枠組における融資は、行政府の申出に基づいて中央政府により審議され、決定される。

第3項 第2項で述べる融資は、行政府のために且つ行政府により運営される特別性資金 [dana keistimewaan: danais 本稿では以下ダナイス] である。その配分及び分配は、地方への移転メカニズムを通じておこなわれる。

第 4 項 ダナイスの配分及び分配の手順に関する更なる規定は、財務相令によりこれを定める²²⁾。

第 5 項 知事は、各会計年度末に内務相を通じて中央政府に対してジョグジャカルタ特別区の特別性に係る活動の実施を報告する。

第 14 章 雑則

第 43 条

在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノである知事又は在位中のアディパティ・パク・アラムである副知事〈の少なくともいずれか〉は、本法に基づいて次の任務を遂行する：

- a. スルタン府及びアディパティ準府の範囲内における規定の改善・調整を実施する。
- b. a で述べる規定の改善・調整の成果を社会に公表する。
- c. スルタン府の土地及びアディパティ準府の土地を余すところなく列挙し、実体解明する。
- d. c で述べるスルタン府の土地及びアディパティ準府の土地を余すところなく列挙し、実体解明した結果を土地機関に登録する。
- e. c で述べる他に、国民の文化遺産であるスルタン府及びアディパティ準府の全財産を余すところなく列挙し、実体解明する。
- f. ひとつの編成単位としての、スルタン・ハムンク・ブウォノとアディパティ・パク・アラムのあいだの序列を定式化し、決定する。

第 44 条

第 43 条で述べる任務の遂行のために必要とされる費用は、国家予算及びジョグジャカルタ特別区の予算に計上される。

第 15 章 経過規定

第 45 条

第 1 項 本法における知事・副知事の役職を充足させる手順に関する規定は、第 18 条、第 19 条 3 項、第 25 条及び第 27 条の規定を除き、本法に基づく最初の知事・副知事の役職の補充には適用されない。

第 2 項 第 1 項で述べる知事・副知事の役職の補充は、次の手順で実施される：

- a. 地方議会は、本法の制定から遅くとも 2 日以内に、知事及び副知事並びにスルタン府及びアディパティ準府に対して、知事及び副知事の任期の終了を通知する。
- b. a で述べる通知に基づき、知事は、知事・副知事の任期満了の遅くとも 14 日前までに、任期満了に際するジョグジャカルタ特別区の行政の実施に関する報告書を中央政府に対して提出する義務がある。

22) 「ジョグジャカルタ特別区のダナイスの配分及び分配の手順に関する財務相令 2013 年第 103 号」が出ており、改正を重ねて現在に至る。

- c. 地方議会は、本法の制定から遅くとも2日以内に、知事・副知事の決定のための規範を定め、各派の代表を成員とする知事・副知事の決定のための特別委員会を設置する。
- d. 第18条第2項及び第19条第3項で述べる必要書類を添えて、aで述べる通知を受領してから遅くとも5日以内に、スルタン府は在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事候補として、及びアディパティ準府は在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事候補として、知事・副知事の決定のための特別委員会を介して地方議会に提案する。
- e. 知事・副知事の決定のための特別委員会は、必要書類が完全に受領されてから遅くとも4日以内に、dで述べる必要書類に対する検証を実施する。
- f. 知事・副知事の決定のための特別委員会による検証の結果は、検証議事録に記載され、検証の完了から遅くとも1日以内に地方議会に提出される。
- g. fで述べる検証の結果が資格要件を具備すると宣言されたとき、知事・副知事の決定のための特別委員会から検証結果を受領してから遅くとも3日以内に、知事候補のビジョン、ミッション及びプログラムの説明の後、地方議会は、地方議会の本会議において在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事として及び在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事として決定する。
- h. 地方議会は、gで述べる決定から遅くとも2日以内に、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事、及び在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事とする決定を承認するよう、内務相を通じて大統領に提案する。
- i. 内務相は、hで述べる地方議会からの提案書を受領してから遅くとも2日以内に、在位中のスルタン・ハムンク・ブウォノを知事として及び在位中のアディパティ・パク・アラムを副知事として決定することを承認する提案を大統領に対して伝達する。
- j. 大統領は、iで述べる内務相からの提案書を受領してから遅くとも5日以内に、内務相の提案に基づいて知事・副知事の決定を承認する。
- k. 内務相は、知事・副知事の決定の承認に関する大統領の決定を受領してから遅くとも2日以内に、地方議会並びにスルタン・ハムンク・ブウォノ及びアディパティ・パク・アラムに対して知事及び副知事の決定の承認を通知する。
- l. 第27条の規定に即して、知事及び副知事を任命する。

第46条

第10条及び第13条で述べる任務の他に、2012～2017年の任期の知事及び副知事には、次の任務がある：

- a. 本法に基づいて、ジョグジャカルタ特別区の特別性を実施するための行政実施機関を準備する。
- b. 本法で定める通り、行政府の組織整備に係る配置や決定をおこなう一般的な政策を方向づける。
- c. 文化的な分野における政策の一般的な枠組を準備する。
- d. ジョグジャカルタ特別区の特別性に即して、スルタン府の土地及びアディパティ準府の土地の管理・利用、並びに空間計画に係る一般的な枠組を準備する。
- e. 地方議会と共同で、プルダイスの作成手順に関するプルダを作成する。
- f. 本法で定める特別性の実施におけるジョグジャカルタ特別区の社会を育成する。

第47条

社会若しくは第三者がスルタン府の土地及びアディパティ準府の土地を管理する又は利用すると

き、本法の規定に即して管理又は利用する限り、これは存続しうる。

第 48 条

本法の施行時にすでに存在するジョグジャカルタ特別区の行政府の組織編成、地方官庁及び行政府における役職は、本法に基づいてジョグジャカルタ特別区の行政機構が構築されるまで、その任務の遂行を継続する。

第 16 章 結び

第 49 条

本法で別段の定めのない限り、地方行政法の全ての規定は、ジョグジャカルタ特別区の行政に適用される。

第 50 条

本法の施行にあたり、「ジョグジャカルタ特別区の設立に関する共和国法 1950 年第 19 号（官報 1955 年第 43 号，官報補遺第 827 号）」により変更され、「共和国法 1950 年第 3 号の変更に関する共和国法 1955 年第 9 号」により最終的に変更されたところの「ジョグジャカルタ特別区の設置に関する共和国法 1950 年第 3 号（通達 1950 年第 3 号）」における全ての規定は、本法に抵触しない限り引き続き有効である。

第 51 条

本法は、制定日より施行する。

周知のために、本法を共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて可決
2012 年 8 月 31 日
インドネシア共和国大統領
署名

スシロ・バンバン・ユドヨノ (Dr. H. Susilo Bambang Yudhoyono)

ジャカルタにて制定

2012 年 9 月 3 日インドネシア共和国法務人権相

署名

アミル・シャムスディン (Amir Syamsudin)

共和国官報 2012 年第 170 号

写しは原本と一致する。

共和国内閣官房立法（政治・国民福祉分野）補佐官代理ウイスヌ・スティアワン (Wisnu Setiawan)

ジョグジャカルタ特別区の特別性に関する共和国法 2012 年第 13 号注釈

I. 総論

ジョグジャカルタ特別区の特別な地位は、国民国家インドネシアの設立史の不可分な一部である。スルタン・ハムンク・ブウォノ 9 世とアディパティ・パク・アラム 8 世によるインドネシア共和国の一部になるという選択及び決定、並びに独立初期に国民国家の象徴を護持しようとしたその貢献は、インドネシア史に刻まれている。このことは、パンチャシラ及び 1945 年憲法で謳われる通り、一体化した多様性を賛美するというスルタン府、アディパティ準府及びジョグジャカルタの人びとの哲学を反映している。

共和国の独立当初には均質的だったジョグジャカルタ社会は、民族集团的・宗教的・慣習的に複合的なインドネシア社会へと融合していった。その選択により、ジョグジャカルタ社会は、インドネシア社会の一部になった。それゆえ、ジョグジャカルタの特別性は、公正な社会の調和と結束を構築する不可欠な要素である。

元来領民と国を有し、崇高な意志をもつ人びとの集合体であったジョグジャカルタの歴史において、領民に奉仕する機関としてのスルタン府とアディパティ準府は不可分なひとつの行政単位であり、人びとの中心である。

1945 年 8 月 17 日の独立宣言の後、スルタン・ハムンク・ブウォノ 9 世とアディパティ・パク・アラム 8 世は、インドネシアの一部になることを決定した。この 2 名の統治者はそれぞれ別々に、しかし同一の形式及び内容で、1945 年 9 月 5 日に委任状 [Maklumat] を提出した。それは、翌 9 月 6 日、特別区の地位をもってジョグジャカルタは単一国家に統合されるという共和国大統領の地位憲章 [Piagam Kedudukan] により確認された。

ジョグジャカルタの統治者 2 名による決定は、その明確な領域と領民を合流させたために、独立宣言をしたばかりのインドネシア共和国にとって重要な意味をもった。単一国家の一体性を護持し、充実化させ、更に守護することにおいてジョグジャカルタの役割はスルタン府、アディパティ準府及びジョグジャカルタの人びとの努力を通じて実現されたが、それは独立革命時代にも継続した。

こんにち及び未来のジョグジャカルタ特別区は、きわめてダイナミックな社会変化を経験しつつけるであろう。いまのジョグジャカルタ社会は、過去の階層的なパトロン—クライアント関係のパターンに従属しつつける社会として特徴づけられる一方で、強力な水平的な関係を有する社会でもあるという、新しい局面を迎えている。このような進展は、根本的な変化をもたらしたのではあるが、ジョグジャカルタ特別区の大多数の人びとにとっての文化的な拠所としてのスルタン府及びアディパティ準府の地位を排除するものではない。スルタン府及びアディパティ準府は、人びとの暮らしを見守る象徴としての地位にありつづけ、且つジョグジャカルタ特別区の特別性をもつ指標でありつづけている。

単一国家の成立以来、法令面でのジョグジャカルタ特別区の特別性に係る規定は、特別な性質を有する地方の存在を承認するということで首尾一貫している。1945 年憲法第 18B 条第 1 項も、単一国家の枠組における特別な性質を有する地方の存在を承認している。しかし、特定地方の特別な地位を承認するという一貫性に対して、その特別性に関する包括的、且つ明確な規定がなされたわけではない。「共和国法 1950 年第 3 号」を介してジョグジャカルタ特別区に付与された権限は、全インドネシアに効力を発する「地方行政に関する共和国法 1948 年第 22 号」を指すにすぎない。同

様のことは、「地方行政の原則に関する共和国法 1957 年第 1 号」から「地方行政に関する共和国法 2004 年第 32 号」までが施行された時代についてもあてはまる。こうして、ジョグジャカルタ特別区の特別性は、たんに知事・副知事の地位にのみにある、という解釈がなされてきた。

したがって、「共和国法 1955 年第 9 号」及び「地方行政に関する共和国法 2004 年第 32 号」により最終的に改正されたところの、「ジョグジャカルタ特別区の設立に関する共和国法 1950 年第 3 号」を介して特別区に付与された特別性の実体に対する、変更、調整及び確認が必要とされているのである。そのために、ジョグジャカルタ特別区の特別性を変更・調整・確認する枠組において、特別性に関する法律を制定する必要がある。

ジョグジャカルタ特別区の特別性を定めることは、善良で民主的な統治、社会の安寧及び福祉を実現し、多様性のなかの統一を保障し、且つ国民の文化遺産であるジョグジャカルタ文化の守護・発展させていくなかでのスルタン府及びアディパティ準府の役割・責任を制度化することを目的としている。このように定めることは、起源権、人民主義、民主主義、多様性のなかの統一主義、行政の実効性、国益及び地方固有の知識の活用を承認するという原則に依拠している。したがって、歴史的、社会学的及び法的な側面に留意して、ジョグジャカルタ特別区の特別性の実体は、共和国の州の行政と同等に置かれる。

特別権限は、知事・副知事の職位補充の手順、地位、任務及び権限に係ること、ジョグジャカルタ特別区の行政府の組織整備に係ること、文化に係ること、土地に係ること、並びに空間計画に及ぶ。このように、ジョグジャカルタ特別区の行政府は、本法に基づく特別権限を網羅する権限及び地方行政法に基づく権限の両方を有する。ただし、ジョグジャカルタ特別区に属する県・市の行政体が有する権限は、国の法令に従う。

特別性に係る実施を支援する枠組において、本法は、地方への移転メカニズムを介して割当・分配される融資（特別性資金）についても定める。

II. 各条について

第 1 条

十分に明瞭である。

第 2 条

第 1 項 十分に明瞭である。

第 2 項 本規定における地図とは、法令に則して作成された、少なくとも 25 万分の 1 の縮尺データソースをもつ地形図である。

第 3 条

十分に明瞭である。

第 4 条

a. 「起源権への承認の原則」とは、特別な地位を有する州と同等の領域の一部になるために、スルタン府及びアディパティ準府が単一国家に合体するという表明に対して、国家がこれを尊重し、

且つ敬意を表することである。

- b. 「人民主義の原則」とは、ジョグジャカルタ特別区での全ての意思決定において人民の利益を最優先する原則である。
- c. 「民主主義の原則」とは、普遍的に人権を認め、尊重し、且つ平等に扱うことである。
- d. 「多様性のなかの統一主義の原則」は、国益に留意しながら、地域固有の特性及び要望に応じて地域を統御するために、各地方に余地を保証する原則である。
- e. 「行政の有効性の原則」とは、人民志向で、透明で、説明責任を果たすもので、感応的で、参加型で、且つ法的確実性を保証する行政の原則である。
- f. 「国益の原則」とは、ジョグジャカルタ特別区の特別性に関する規定が同時にインドネシアの利益に資するものでなくてはならない、逆にインドネシアの利益に関する規定がジョグジャカルタ特別区の特別性に資するものでないということである。
- g. 「地方固有の知識を活用する原則」とは、社会的、政治的、経済的、文化的、防衛的及び安全保障の単位としてインドネシアの一体性を維持し、且つスルタン府及びアディパティ準府の役割を承認し、強化することを、封建的な諸価値及び実践に回帰する方策としてではなく、今日の且つ将来的な文脈でみてジョグジャカルタにおける社会的・政治的な暮らしに根ざした地方固有の知識を尊重し、維持し、活用する方策として捉えることである。

第5条

十分に明瞭である。

第6条

「ジョグジャカルタ特別区の特別権限は、州にある」とは、特別性に係る事項は、県・市ではなく、州において統御されるものであるということである。

第7～12条

十分に明瞭である。

第13条

第1項

- a, b. 十分に明瞭である。
- c. 「知事の日常の任務を遂行する」とは、財政、組織、人事、及び許認可の面での、並びにその他の戦略的な政策の実施と関わらない、行政の日常的な任務のことである。「一時的にやむを得ざる事情があるとき」とは、教育、訓練、講習、海外訪問、国内訪問、宗教的な奉仕、病気、有給休暇、又はその他のそれに準ずる理由により、役職の任務を遂行できない状況のことである。
- d. 十分に明瞭である。

第2, 3項 十分に明瞭である。

第14, 15条

十分に明瞭である。

第 16 条

- a. 十分に明瞭である。
- b. 「企業に参与する」とは、企業の取締役 [direksi] 又は監査役 [komisaris]²³⁾ になることである。
- c～g. 十分に明瞭である。

第 17～31 条

十分に明瞭である。

第 32 条

第 1 項 「法人」とは、スルタン府及びアディパティ準府のために、本法に基づいて設立された特殊法人である。

第 2 項 慣例的にカグガン・ダルム [Kagungan Dalem] と呼ばれる、「スルタン府の土地」とは、スルタン府が所有する土地である。

第 3 項 慣例的にカグガン・ダルム [Kagungan Dalem] と呼ばれる、「アディパティ準府の土地」とは、アディパティ準府が所有する土地である。

第 4 項 「クプラボンの土地」とは、展示・上演の場 [Pagelaran]、王宮 [Kraton]、王宮への門 [Sripanganti] のような宮殿建物や施設、王族の墓地 (Kotagede, Imogiri, Giriloyo にある 3 墓地)、王宮広場 [alun-alun]、モスク、水の王宮 [Taman Sari]、王宮の保養地 [pesanggrahan] 及び petilasan [遺跡・旧跡] のことである。クプラボンではない土地 [tanah bukan keprabon] は、権利 (マグルサリ [magersari]²⁴⁾、ンギンドウン [ngindung]²⁵⁾、使用权、森林、大学キャンパス、病院) を有する住民・組織が利用する土地及び権利のない住民が利用する土地の 2 種類から成る。

第 5 項 十分に明瞭である。

第 33 条

第 1 項 「土地整備関連機関 [lembaga pertanahan]」とは、土地分野を扱う非省庁の政府組織のことである。

第 2 項 十分に明瞭である。

第 3 項 「その他の当事者」とは、スルタン府の土地及びアディパティ準府の土地を管理・利用す

23) 企業の経営を監督し、取締役会に対して助言する役制をもつ者。

24) 王宮が発行する土地利用に関する決定書 (serat kekancingan) における分類のひとつで、歴史的な紐帯をもって土着の人びとに付与されるスルタン府及びアディパティ準府の土地を利用する慣習的な権利。

25) 王宮が発行する土地利用に関する決定書 (serat kekancingan) における分類のひとつで、契約をもって王宮の延臣 (abdi dalem) に付与されるスルタン府及びアディパティ準府の土地を利用する慣習的な権利。

る個人、法人、事業体及び社会的実体〈社会団体〉である。

第4項 十分に明瞭である。

第34～41条

十分に明瞭である。

第42条

第1項 ジョグジャカルタ特別区の特別性に係る融資の枠組において、行政府は、毎年及び5カ年のプログラムや活動の計画のなかに述べられる要望計画を伝える義務がある。

第2項 ジョグジャカルタ特別区の特別性に係る融資を審議するメカニズムは、国家開発計画、財務、及び地方行政を担当する省庁・非省庁の政府機関並びにジョグジャカルタ特別性に関連する省庁・非省庁の政府機関とともに、行政府により実施される。

第3～5項 十分に明瞭である。

第43～51条

十分に明瞭である。

ジョグジャカルタ特別区の特別性に関する共和国法 2012 年第 13 号の付属書
ジョグジャカルタ特別区の領域地図



領域地図：ジョグジャカルタ特別区 縮尺（1：200 万）1cm = 20km

説明：

G：特別区庁 B：県庁 W：市庁 —・—：特別区境 ……：県・市境 ▲：山
—+—：道路 / 鉄道 / 川

出所：

1. 「ジョグジャカルタ特別州と中ジャワ州の境界に関する内務相令 2006 年第 16 号」
2. 2 万 5000 分の 1 インドネシア地形図（国家調査・製図調整庁 Badan Koordinasi Survei dan Pemetaan Nasional: BAKOSURTANAL）の 1999 年度版

〈本法付属書の地図を記者が翻訳して作成〉

インドネシア共和国大統領
署名
(スシロ・バンバン・ユドヨノ)

写しは原本と一致する。

共和国内閣官房立法（政治・国民福祉分野）補佐官代理ウイスヌ・スティアワン

参考文献・法令

日本語文献

- クリフォード・ギアーツ著 / 梶原景昭・小泉潤二・山下晋司・山下淑美訳. 1991. 『ローカル・ノレッジ——解釈人類学論集』岩波書店.
- 島田弦編著. 2020. 『インドネシア——民主化とグローバリゼーションへの挑戦——』(アジア法整備支援叢書)旬報社.
- 土屋健治. 1994 (1991). 「クジャウエン」石井米雄監修『インドネシアの事典』同朋舎出版. 143-144.

法令

- Undang-Undang Dasar Negara Republik Indonesia Tahun 1945 [1945年共和国憲法]
- Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 22 Tahun 1948 tentang Penetapan Aturan-Aturan Pokok mengenai Pemerintahan Sendiri di Daerah-Daerah yang Berhak Mengatur dan Mengurus Rumah Tangganya Sendiri [自治権を有する地方の自治行政に係る基本的規制に関する共和国法 1948年第22号]
- Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 3 Tahun 1950 tentang Pembentukan Daerah Istimewa Jogjakarta [ジョグジャカルタ特別区の設立に関する共和国法 1950年第3号]
- Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 19 Tahun 1950 tentang Pembentukan Daerah Istimewa Yogyakarta [ジョグジャカルタ特別区の設立に関する共和国法 1950年第19号]
- Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 9 Tahun 1955 tentang Perubahan Undang-Undang Nomor 3 [共和国法 1950年第3号の変更に関する共和国法 1955年第9号]
- Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 1 Tahun 1955 tentang Pokok-Pokok Pemerintahan Daerah [地方行政の原則に関する共和国法 1957年第1号]
- Undang-Undang Republik Indonesia No. 25 Tahun 2004 tentang Sistem Perencanaan Pembangunan Nasional [国家開発計画システムに関する共和国法 2004年第25号]
- Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 32 Tahun 2004 tentang Pemerintahan Daerah [地方行政に関する共和国法 2004年第32号]
- Undang-Undang Nomor 12 Tahun 2008 tentang Perubahan Kedua atas Undang-Undang Nomor 32 Tahun 2004 tentang Pemerintahan Daerah [地方行政に関する共和国法 2004年第32号の第2次変更に関する共和国法 2008年第12号]
- Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 13 Tahun 2012 tentang Keistimewaan Daerah Istimewaan Yogyakarta [ジョグジャカルタ特別区の特別性に関する共和国法 2012年第13号]
- Peraturan Daerah Istimewa Nomor 1 Tahun 2013 tentang Kewenangan dalam Urusan Keistimewaan DIY [ジョグジャカルタ特別区の特別性に係る事項の権限に関するブルダイス 2013年第1号]
- Peraturan Menteri Keuangan Republik Indonesia Nomor 103 Tahun 2013 tentang Tata Cara Pengalokasian dan Penyaluran Dana Keistimewaan Daerah Istimewa Yogyakarta (ジョグジャカルタ特別区の特別性資金の配分及び分配の手順に関する財務相令 2013年第103号)
- Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 23 Tahun 2014 tentang Pemerintahan Daerah (地方行政に関する共和国法 2014年第23号)